

条	船舶機関規則	解 説
附則	<p>(昭和61年6月27日運輸省令第25号) 抄 (施行期日)</p> <p>第1条 この省令は、昭和59年9月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>第2条 この省令の施行前に建造され、又は建造に着手された船舶の機関については、なお従前の例による。</p> <p>第3条 前条の規定にかかわらず、同条に規定する船舶の機関について、この省令の施行の日以後において主要な変更又は改造を行った場合には、当該変更又は改造を行った機関については、改正後の船舶機関規則の規定を適用する。</p>	<p>(昭和59年8月30日)</p> <p>附3.0(a) 主機の換装は、「主要な改造」に該当するが、船内に搭載している主機と陸上に保管している予備機との間で整備のためローテーションを行う場合、その換装は、主要な改造に当たらないものとみなす。この場合において、船内に搭載している主機と陸上に保管している予備機とは、同種同型のものであること。ただし、昭和59年9月1日以後に製作された予備機については、改正後の機関規則を適用する。</p>
	<p>(昭和61年6月27日運輸省令第25号) 抄 (施行期日)</p> <p>第1条 この省令は、昭和61年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (船舶機関規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第9条 現存船であって第12条の規定による改正前の船舶機関規則第81条に規定するタンカーに該当する船舶は、第12条の規定による改正後の船舶機関規則(以下「新船舶機関規則」という。)第81条に規定するタンカーに該当するものとみなし、新船舶機関規則の規定を適用する。ただし、施行日以後主要な変更又は改造を行う船舶については、当該変更又は改造後は、この限りでない。</p>	<p>(昭和62年2月4日) (経過措置)</p> <p>(a) 改正後の船舶機関規則心得5.0(a)、附属書[2]1(1)(iv)、1(1)(v)、1(2)(i)、1(2)(iv)、1(2)(v)、1(3)(iv)、1(3)(v)、1(4)(ii)、1(4)(iii)、1(4)(iv)、1(7)、及び4(4)(viii)、附属書[3]5(2)(vi)、6の見出し及び6(2)(i)(i)並びに附属書[4]7(2)(viii)、7(2)(ix)、7(2)(x)、7(3)、7(4)及び7(8)の規定は、昭和61年7月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、適用しない。</p>
	<p>(昭和61年11月29日運輸省令第40号) 抄 (施行期日)</p> <p>第1条 この省令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(昭和58年法律第58号。以下「改正法」という。)附則第1条第4号に定める日(昭和62年4月6日。以下「施行日」という。)から施行する。</p>	<p>(平成4年3月31日) (経過措置)</p> <p>(a) 平成4年2月1日(以下「施行日」という。)において施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶に現に備え付けている改正前の船舶機関規則心得の規定に適合する液量計測装置及び測深管(施行日に現に建造又は改造中の船舶にあっては、備え付ける予定のものを含む。)は、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、改正後の船舶機関規則心得の規定に適合しているものとみなす。</p>
	<p>(昭和63年2月12日運輸省令第2号) 抄 (施行期日)</p> <p>第1条 この省令は、昭和63年2月15日(以下「施行日」という。)から施行する。 (船舶機関規則の適用に関する経過措置)</p> <p>第6条 施行日において現存係留船に現に備え付けている機関(施行日に現に建造又は改造中の船舶にあっては、備え付ける予定のものを含む。)は、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、船舶機関規則の規定に適合しているものとみなす。</p>	
	<p>(平成8年2月27日運輸省令第11号) この省令は、公布の日から施行する。</p>	
	<p>(平成10年6月30日運輸省令第44号) 抄 (施行期日)</p> <p>第1条 この省令は、平成10年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</p>	
	<p>(平成10年7月1日運輸省令第54号) (施行期日)</p> <p>第1条 この省令は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)</p> <p>第2条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶(以下「現存船」という。)については、改正後の第9条の2の規定は、適用しない。</p> <p>2 現存船であって国際航海に従事する船舶(500トン未満の船舶(旅客船を除く。)を除く。)であるものの燃料油装置及び油に係る管装置については、改正後の第20条第3項及び第57条第2項の規定にかかわらず、平成15年6月30日までは、なお従前の例によることができる。</p> <p>3 現存船であって前項の船舶以外の船舶であるものの燃料油装置及び油に係る管装置については、改正後の第20条第3項及び第57条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>4 現存船の燃料油常用タンク、燃料油セッティングタンク及び潤滑油タンクの空気管については、改正後の第52条第6項の規定は、適用しない。</p> <p>5 現存船の貨物油タンクについては、改正後の第84条第1項の規定にかかわらず、平成13年6月30日(当該船舶について行われる定期検査又は中間検査(検査の基準のためドック入れを行うものに限る。)のうち施行日以後最初に行われるものの時期が平成13年6月30日前である場合には、その検査の時期)までは、なお従前の例によることができる。</p>	<p>(平成10年7月1日) (経過措置)</p> <p>(a) 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶の内燃機関及び油の管については、改正後の9.1(c)、20.2(c)並びに附属書[4]8(2)及び(3)の規定にかかわらず、平成15年6月30日までの間はなお従前の例による。</p> <p>(b) 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶の遠隔制御装置については、改正後の附属書[12]3(19)の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>

	<p>6 現存船の制御装置については、改正後の第91条の規定にかかわらず、なお従前の例による。  7 現存船であって施行日以後主要な変更又は改造（第2項及び第5項の場合において改正後の第20条第3項及び第57条第2項並びに第84条第1項の規定に適合させるために行う改造を除く。）を行うものについては、当該変更又は改造後は、前各項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。</p>	
	<p>(平成11年9月30日運輸省令第43号)  この省令は、平成11年10月1日から施行する。</p>	
	<p>(平成14年6月25日国土交通省令第75号) 抄  (施行期日)  第1条 この省令は、平成14年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  (船舶機関規則の一部改正に伴う経過措置)  第11条 現存船については、第11条の規定による改正後の船舶機関規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>	<p>(平成16年4月5日)  (経過措置)  (a) 改正後の船舶機関規則心得附属書[12]3(11)の規定は、平成16年6月30日以前に建造され、又は建造に着手された船舶については、なお従前の例による。</p>
	<p>(平成15年3月20日国土交通省令第27号) 抄  (施行期日)  第1条 この省令は、船舶職員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成15年6月1日）から施行する。</p>	
		<p>(平成18年6月29日)  本改正後の心得は、平成18年7月1日より適用する。</p>
	<p>(平成19年7月2日国土交通省令第69号)  (施行規則)  第1条 この省令は、平成19年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  (船舶機関規則の一部改正に伴う経過措置)  第2条 この省令による改正後の船舶機関規則第69の2の規定は、施行日前に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、平成20年8月1日前に建造に着手されたもの)であつて平成22年8月1日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの(施行日以後に海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第5条第4項に規定する分離バラストタンクの設置に関する技術上の基準又は同法第5条の2に規定する技術上の基準に適合させるための改造以外の改造であつて次の各号のいずれかに該当するものに関する契約が結ばれた船舶(改造に関する契約がない船舶にあつては、平成20年8月1日以後に当該改造が完了した船舶を除く。))については、適用しない  1 船舶の主要寸法又は積載容量の変更を伴う改造  2 船舶の種類を変更する改造  3 船舶の耐用年数を延長させる改造  4 その他前3号に定める改造と同等以上と国土交通大臣が認める改造  (海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)  第3条 この省令の施行の際現に交付を受けている第3条の規定による改正前の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第12号様式による国際油汚染防止証書は、第3条の規定による改正後の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第12号様式による国際油汚染防止証書とみなす。</p>	
		<p>心得附則(平成20年12月25日)  本改正後の心得は、平成21年1月1日より適用する。   心得附則(平成21年4月9日)  (施行期日)  本改正後の心得は、平成21年4月9日より適用する。   心得附則(平成21年7月6日)  (施行期日)  本改正後の心得は、平成21年7月6日より適用する。   心得附則(平成21年12月2日)  (施行期日)</p>

		本改正後の心得は、平成 21 年 12 月 2 日より適用する。 心得附則(平成 22 年 6 月 30 日)
		(適用期日) この改正は、平成 22 年 7 月 1 日より適用する。
	船舶設備規程等の一部を改正する省令(平成 22 年 12 月 22 日国土交通省令第 60 号) (施行期日) 1 この省令は、平成 23 年 1 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置) 2 この省令の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでの間、この省令による改正後の危険物船舶運送及び貯蔵規則(以下「新危危則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。 3 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶(以下「現存船」という。)の防火並びに火災探知及び消火の措置(以下「防火等の措置」という。)については、施行日以後最初に行われる定期検査の時期までは、新危危則別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 4 平成 10 年 7 月 1 日前に建造され、又は建造に着手された船舶の防火等の措置については、新危危則別表第 2 及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 5 施行日前に製造されたポータブルタンクの表示については、新危危則第 13 号様式の規定にかかわらず、なお従前の例による。 6 この省令の施行の際現に現存船が受有している船舶検査証書中その他の航行上の条件欄において引火点に関し、「摂氏 61 度以下」の旨の記載がある場合は、当該検査証書の有効期間が満了する日までの間は、当該記載は「摂氏 60 度以下」と書き換えられたものとみなす。	
		心得附則(平成 23 年 4 月 28 日) (施行期日) 本改正後の心得は、平成 23 年 5 月 1 日より適用する。
		心得附則(平成 23 年 6 月 13 日) (適用期日) 本改正後の心得は、公布の日から適用する。
		心得附則(平成 23 年 12 月 27 日) (適用期日) 本改正後の心得は、公布の日から適用する。
		心得附則(平成 24 年 6 月 28 日) (適用期日) 本改正後の心得は、公布の日から適用する。
		心得附則(平成 25 年 6 月 28 日) (適用期日) (a) 本改正後の心得は、平成 25 年 6 月 28 日から適用する。